以後如雅の女子を撰び亜之丞に為学を
して出学中成学の費ハ之を拾ひ定額の
内を以て仮令可申出間相成ル

辛未
十月

東久世開拓長官
黒田開拓次官

同じ通

正院ヘ中

北海道開拓之儀此度更ニ創業
之事ニ付当秋来曲折詳判之上
定額金等不極高又先般外債
をも申請ハ容相成ル様明春より
道路建築を始め舟楫の端を開き
業務に振興仕候様見込ニ通而ハ
費用許多之家有之候得
ハ成功と為き為ハ為ハ為ハ

元来去年六月間からこの業
者数年来道路外半途休業
以前一ヶ月完費ニ付ハ
必要費用来ル分保証金因時
ニ付一ヶ月決議仕候ニ付
法費代員数ニ三百万両ニ
付来ル閏年世ニ因相定今般
浮ニ相成ニ付三年繰延の儀

是迄ハ年ニ付貸幣五十
万両ニ付年賦償還
致百五拾万両ニ付年賦償還
第万ハ都合三年繰延の儀
願出ニ付ハ
如何ハ年賦償還ニ付
ハ年賦償還ニ付
ハ年賦償還ニ付
ハ年賦償還ニ付

六年十一月

右国大臣

黒岡開拓使
井上馨大輔

正院

伺之通

内閣印

第三

寫

[illegible]

紅毛成元神戸ノ場所ヲ開港ス[illegible]

船[illegible]

洋牛[illegible]

八侍[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]